

○国立大学法人埼玉大学教育機構学生生活支援室規程

〔令和4年3月17日〕
規則第34号

改正 令和4.3.28 3規則71 令和5.7.27 5規則21

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構学生生活支援室（以下「学生生活支援室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生生活支援室は、本学における学生の生活全般の充実発展を図るための支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 学生生活支援室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活の充実・支援に関する企画及びその実施に関すること。
- (2) 学生の生活指導・相談に関する企画及びその実施に関すること。
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (4) 学生宿舎等学生の福利厚生施設に関する企画及びその実施に関すること。
- (5) 課外活動等の学生生活活動に関する企画及びその実施に関すること。
- (6) 学生の授業料免除、奨学金等に関する企画及びその実施に関すること。
- (7) 学生の生活支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (8) その他学生生活支援室の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 学生生活支援室は、次の教職員をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 兼任教員
- (3) 事務職員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(室長)

第5条 室長は、国立大学法人埼玉大学教育機構第6条第1項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。

2 室長は、学生生活支援室の業務を統括する。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、各学部副学部長をもって充てる。

(学生生活支援室会議)

第7条 学生生活支援室に、学生生活支援室の運営及び業務の遂行に関する事項を

審議するため、学生生活支援室会議を置く。

(審議事項)

第 8 条 学生生活支援室会議は、第 3 条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第 9 条 学生生活支援室会議は、第 4 条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第 10 条 学生生活支援室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

2 議長は、学生生活支援室会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 学生生活支援室会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 12 条 学生生活支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4. 3. 28 3 規則 71)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5. 7. 27 5 規則 21)

この規程は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。